

日 獵 発 第 1 2 号

令 和 7 年 6 月 9 日

各都道府県獵友会 会長 殿

一般社団法人大日本獵友会

会長 佐々木 洋平

(公印省略)

九州における県外狩猟の自粛等の協力について

平素より格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

昨年6月の佐賀県、本年2月の長崎県及び4月の宮崎県での野生イノシシにおける豚熱感染確認を受けて、別添写のとおり、農林水産省消費・安全局長より協力依頼がありましたので、御了知願います。

特に、豚熱対策を狩猟者に周知徹底していただくとともに、今年度の狩猟期においても、居住県外での狩猟について自粛に務めること、その上で、もし居住県外で狩猟を行う場合には対策を特に徹底するよう会員への周知をお願いいたします。

7消安第1392号
令和7年6月3日

一般社団法人 大日本猟友会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長

九州における県外狩猟の自粛等の協力について（依頼）

日頃から家畜衛生対策の推進について御協力賜り、感謝申し上げます。

九州各県では、昨年6月の佐賀県、本年2月の長崎県及び4月の宮崎県での野生いのししでの豚熱感染確認事例を受け、野生いのししにおけるサーベイランスの強化等の対策を徹底いただいているところです。

今般、宮崎県の野生いのしし由来のウイルスの全ゲノム解析が完了し、佐賀県の野生いのしし由来のウイルスと極めて近縁であることが確認されました。また、本年5月20日に開催された第12回野生イノシシ豚熱対策検討会においては、現時点で、佐賀県と宮崎県の間位置する熊本県や大分県では野生いのししでの豚熱陽性事例が確認されていないことを鑑みると、宮崎県には何らかの人為的な要因で豚熱ウイルスが持ち込まれた可能性が指摘されたところです。

このことを踏まえ、引き続き、九州地域において、野生いのししでの豚熱の更なる感染拡大防止及び飼養豚への豚熱侵入防止に万全を期すため、農林水産省と九州各県で連携して対策を進めていくこととしておりますが、その際は狩猟や捕獲等に当たっての対策の実施についても改めて徹底いただく必要があると考えております。特に、居住県以外で狩猟を実施することは、遠隔地への感染拡大を高める行動の一つと考えられ、対策を講ずる必要があります。

つきましては、昨年度に引き続き、今年度の狩猟期間においても居住県外での狩猟について自粛に努めること、その上で、もし居住県外での狩猟を行う場合には対策を特に徹底することについて、貴会会員の皆様に対する周知等の御協力をよろしくお願いいたします。